

(別 冊)

「過去の包括外部監査結果に関する
措置等の概要について」

那覇市包括外部監査人

公認会計士 金沢 信昭

目 次

過去の包括外部監査結果に関する措置等の概要について	1
1 過去の包括外部監査結果に関する改善措置状況について	1
(1) 平成 25 年度包括外部監査に基づく改善措置状況	2
(2) 平成 26 年度包括外部監査に基づく改善措置状況	2
(3) 平成 25 年度包括外部監査に基づく改善措置の平成 26 年度における状況	2
2 平成 25 年度包括外部監査の措置等の内容について	3
3 平成 26 年度包括外部監査の措置等の内容について	4
まとめにあたって	6

参考資料 那覇市外部監査の結果報告に対する事務処理要綱

過去の包括外部監査結果に関する 措置等の概要について

包括外部監査契約は会計年度ごとに更新され、再任も認められている。しかし、地方公共団体は連続して4回同一の者と包括外部監査契約を締結することはできない(地方自治法 252 の 36③)ことから、監査人は、連続して3回目となる今年度の包括外部監査をもって任期を終えることとなる。

現監査人が行った過去 2 回の監査結果の措置状況に係る包括外部監査は、後の監査人に委ねるが、これまで市が行った監査結果への対応状況なども含め、現時点で概観することも意義あるものと思われるので、以下に記載する。

1 過去の包括外部監査結果に関する改善措置状況について

包括外部監査の結果に関する措置については、監査の結果に関する報告に基づいて、長、議会、行政委員会等によって措置が講じられたときは、その措置状況は監査委員に通知され、監査委員はそれを公表することとされ(地方自治法 252 の 38⑥)、市においては、過去 2 回の監査に関する結果で報告した意見、指摘についてはすべて措置され、監査委員によって公表されている。なお、所管課である企画財務部行政経営課では、「那覇市外部監査の結果報告に対する事務処理要綱」を策定し、事務処理を行っている(同要綱は巻末に参考資料として掲げている)。

過去の包括外部監査テーマは以下の通りである。

年度	テーマ	対象団体等
平成 25 年度	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について	指定管理者に選定されている団体等
平成 26 年度	補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について	補助事業実施部課及び市出資等団体ほか

また、以下は、過去 2 回の措置等の状況に関するまとめである。

(1) 平成 25 年度包括外部監査に基づく改善措置状況

(平成 26 年 9 月 1 日監査委員公表分)

意見の件数		改善状況		
139	改善の必要性	処理区分	件数	
		改善済み	10	
		改善取組中	87	
	不要	—	42	

(2) 平成 26 年度包括外部監査に基づく改善措置状況

(平成 27 年 9 月 15 日監査委員公表分)

合計（件数）			改善状況		
指摘	意見	132	改善の必要性	処理区分	件数
61	71		要	改善済み	13
				改善取組中	70
			不要	－	49

(3) 平成 25 年度包括外部監査に基づく改善措置の平成 26 年度における状況

(平成 27 年 9 月 15 日監査委員公表分)

処理区分	件数
改善取組中 (A)	87
改善済み (B)	50
継続取組 (A)－(B)	37

平成 25 年度監査において結果報告した「意見」139 件については、平成 26 年 9 月公表時において、改善済み 10 件、改善取組み中 87 件、改善不要 42 件であった。このうち改善取組み中とされた 87 件については、引き続き次年度においても改善状況が検討され、平成 27 年 9 月における公表時には、87 件のうち 50 件が改善済み、残りは 37 件となっている。

また、平成 26 年度監査において結果報告した「指摘」61 件、「意見」71 件の計 132 件については、平成 27 年 9 月公表時には、改善済み 13 件、改善取組み中 70 件、改善不要は 49 件となっている。

このように、いったん改善取組み中とされたものは、改善済みとされるまで措置が継続する扱いとなっている。

続いて、平成 25 年度及び平成 26 年度の監査結果に関する措置等の内容について見ていく事とする。

2 平成 25 年度包括外部監査の措置等の内容について

平成 25 年度の包括外部監査のテーマは、「公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について」であった。

公表された措置等の内容のうち、「不要」とされた一部について、以下コメントを掲げる。

所管部署	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由
企画調整課	・6団体を外郭団体と位置づけるか、あるいは、これに準ずるものと位置づけ、市民に対し、団体の現況や財務情報などの情報開示を通して、団体が実施している事業の市に対する役割や団体の在り方などについて説明責任を果たしていく必要がある。	不要	6 団体に限らず、市が補助金を交付している団体については、各所管課において常に財務状況や事業実態を把握し、市民への説明責任、補助金の公益性及び公平性を保つことが必要と考え、「那覇市の補助金に関するガイドライン」を策定中です。情報公開の対象とするかどうかは、条例における位置づけで検討すべきものと考えます。

上表については、監査実施時点において、特に市と設立経緯や事業等において密接に関連すると思われる団体について、団体の現況や財務状況等などの情報開示が不十分であると思われたことから「意見」として報告したものである。改善の必要性を「不要」としている理由について市は、「「那覇市の補助金に関するガイドライン」を策定中です。情報公開の対象とするかどうかは、条例における位置づけで検討すべきものと考えます。」ということである。「条例における位置づけで検討すべきもの」とする意味が定かではないが、市が主体的に検討していこうという姿が見えず、残念である。

所管部署	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由
青少年育成課	(那覇市立森の家みんな指定管理者の収支状況について) 勤務実態と給与水準について十分に精査するとともに、指定管理者に過度に負担を強いていないか検討が必要である。	不要	指定管理料については、事前に、専門職員を配置する給与を含めた金額を提示した上で指定管理者を公募し、その応募者の中から選定し、協定を結んだものである。 人件費の内訳については、指定管理者の内部規定に基づき、非常勤職員(時給750円)4人に年間約107万円、常勤職員2人に年間約570万円を支給しており、労働法規に違反することなく処理されていることを確認した。

上表について、所管課は、「不要」としている。理由については、「指定管理者の内部規定に基づき、非常勤職員（時給 750 円）4 人に年間約 107 万円、常勤職員 2 人に年間約 570 万円を支給しており、労働法規に違反することなく処理されていることを確認した。」としているが、監査人による「意見」の趣旨は、指定管理者の内部規定に基づき処理されていれば良いという事ではなく、職員等の労働実態を踏まえ、市として内部規定そのものの適否も検討する必要があるのではないか、ということであった。

3 平成 26 年度包括外部監査の措置等の内容について

平成 26 年度の包括外部監査のテーマは、「補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について」であった。

公表された措置等の状況のうち、「不要」とされた一部について、以下コメントを掲げる。

所管部署	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由
福祉政策課 こどもみらい課 ちやーがんじゅう課	意見	（経営指標等が良好な団体先等への補助金の見直し） 収益性が毎期安定しており、財政基盤が健全な団体先については、補助金交付の必要性につき再検討が必要である。	不要	（福祉政策課【不要】） 当市からの補助金は、法人の収益事業とは別の事業への補助であり、当市からの補助は必要であると考え。 （こどもみらい課【不要】）「那覇市の補助金に関するガイドライン」によれば、交付先の繰越金等内部留保を観点とした適否判断の対象となる補助金は「団体運営費補助」とされていることから、各補助金は次のように適否判断の対象外となる。 ①私立保育園運営費負担金は、市の実施義務とされている保育を市に代わって行う社会福祉法人に支弁される負担金であり、負担金の額も国が示す基準により決定されている。 ②私立保育園に対する特別事業補助金を初めとした一連の補助金は、本市が政策的に必要と判断した保育事業を広く実施するために提出する誘導型補助金である。 （ちやーがんじゅう課【不要】） 軽費老人ホームは、利用者を無料又は低額な料金で入所させることを目的とした施設であり、市が利用料の一部を補助することで入所者の負担分が軽減されるものである。補助金を廃止することは、当該事業の趣旨と相容れない。また、補助金については規定のサービス料から利用者が負担する額を差引いた実費分を支出している。

上表についての各所管課の回答は、市の補助は、団体全体の運営とは別に政策的に必要なものであるから、補助金交付の必要性は検討する必要があるという趣旨であると思われる。しかし、団体の運営状況は、団体運営補助、事業補助、自主事業たる収益事業のみならず市などからの委託事業等の状況や、これまでの積立金等の状況も踏まえて総合的に判断する必要があると思われるので、「不要」とする理由が理解できない。

所管部署	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由
まちづくり 協働推進課	指摘事項	(那覇市自治会長会連合会事業補助金) (自治会の決算書の様式及び市の実績報告書に対するチェック体制) 市の自治会は、財政支援が、補助目的に沿ってどのように支出されているかについて決算書等を用いて市民に明らかにし、各団体の決算内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。 決算内容について市の事後チェックも必要であり、そのためには、チェックが容易に行えるよう自治会の決算書の様式を統一すべきである。	不要	那覇市自治会長会連合会事業補助金の精算に係る決算書については、様式を定めており、決算内容について、市の事後チェックが容易に行えるようになっている。

上表については、監査時に提出を受けた各自治会の決算書の様式が統一されておらず、記載方法も不十分で良くわからないものも見られたため、「指摘」したものであるが、所管課の回答はなぜか「不要」となっており、全く理解ができない。「不要」ではなく、「改善済み」ではないのか。

所管部署	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由
商工農水課	指摘事項	(那覇市農業振興対策補助金 (那覇市農業振興事業 ビニールハウス設置補助)) 当該補助金の効果がどれくらい達成されているか判断するための指標の整備が不十分である。生産額がどれくらい増加し、本市農家の農業生産性の向上及び所得の増大に繋がっているのか判断できない。 補助金の成果を判断するためにも、判断指標の整備が必要である。	不要	ビニールハウス設置補助事業については、平成26年度で終了している。事業完了後は5年間にわたって年度毎に実施状況報告書を提出することになっており、その報告で指標の進捗状況を把握している。

上表については、事業効果が分からないため、判断指標を設定し、そのことを踏まえた上で、実施状況報告書を求めるべきとの「指摘」であるが、何を根拠に「不要」としているのか分からない。

所管部署	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由
福祉政策課	指摘事項	(那覇市地域福祉基金事業補助金) 補助金交付前においては、補助対象事業の選定及び補助金額の決定をより慎重に行うべきであり、補助金交付後においては、実績報告書及び領収書等のチェックをより厳しく行うべきである。 他の公的補助を多額に受けている団体については、たとえば事業が異なっていたとしても、上記基金からの補助金交付対象とすることは控えるべきである。	不要	交付団体が提出した当該補助金の実績報告書及び領収書を確認している。補助事業の選定については、選定委員会では、申請団体の収支状況も参考にするが、選定の主眼は、事業効果であり、他の事業で公的補助を受けている等の事情により当該補助金交付の対象外とすることは考えていない。

上表についても、明らかに事業効果が乏しいと思われる事業に対する補助もあったため、事業の選定等について、より慎重に実施していただきたいという「指摘」であったが、「不要」とされ門前払いになった理由が全く分からない。

所管部署	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由
ちゃーがん じゅう課	指摘事項	(軽費老人ホーム事務費補助金) 補助金額を大幅に上回る利益（剰余金）が出ている以上、補助金交付の必要性はなく、上記補助金は廃止すべきである。また、毎年度において、補助団体（陽風会）が運営する軽費老人ホーム以外の事業について決算書類を徴求し、精査すべきである。	不要	軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で入所させることを目的とした施設で、市が利用料の一部を補助することで入所者負担分が軽減されるものであり、実質的には利用者に還元されるものです。そのため当該補助金を廃止することは事業の趣旨と相容れません。また、補助金については規定のサービス料から利用者が負担する額を差引いた実費分を支出しています。 繰越金とされる補助金以外の歳入については、当該事業所が特定施設入居者生活介護のサービス提供時に給付される介護保険料から成るものであり、これに対し経営体制上、役員報酬等の支出がなく人件費率33%と同様の事業所の平均44%と比較し大幅に抑えられているという自助努力によってもたらされたものです。また当該事業以外の決算書類についてもすでに提出を受けており確認をしたところです。平成27年度補助金においては、市の財政事情を鑑み減額を行った。

これについても、市の補助は、団体全体の運営とは別に政策的に必要なものであるから、補助金交付の必要性は検討する必要があるという趣旨であると思われる。しかしながら、団体全体の運営状況は、団体運営補助、事業補助、自主事業たる収益事業のみならず市などからの委託事業等の状況や、これまでの積立金等の状況も踏まえて総合的に判断する必要があると思われるので、「不要」とする理由が全く理解できない。

過年度の措置等の状況については、全般的には、市においても真摯に対応していただいているものと思われるが、上述した通り、一部納得のいかない部分もあるので、措置等の状況の適否については、今後の包括外部監査による検証を待ちたい。

また、平成 26 年度に「改善取組み中」と公表のあったもので、平成 27 年度においても「継続取組み中」であるものなど、数年にわたり「改善取組み中」のものについては、なぜ、まだ継続して取組み中なのか、その理由や、継続取り組み中の具体的な内容（進捗状況など）も合わせて公表することが望ましい。

まとめにあたって

那覇市が中核市になり、包括外部監査制度が導入されて最初の包括外部監査人として、3 年にわたる包括外部監査を滞りなく終えることができました。これもひとえに、外部監査の所管課である企画財務部行政経営課や、本年度監査の中心となった総務部管財課を始めとする市のみならずみなさまの多大なるご協力のお陰と、深く感謝しております。

那覇市が抱える課題はまだまだ数多くありますが、沖縄県のフロントランナーとして、市民のみならず英知を結集し、ひとつひとつ解決していかれんことを願ってやみません。

(参考資料)

那覇市外部監査の結果報告に対する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27に規定する外部監査契約における、本市が契約した外部監査人からの監査の結果に関する報告（以下、「監査報告書」という。）に対する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指摘事項等 監査報告書に記載されている指摘事項又は意見のことをいう。
- (2) 改善措置 指摘事項等に対しての、改善の必要性の判断、改善計画策定、計画の実施等、一連の改善活動のことをいう。
- (3) 措置済 指摘事項等に対し、改善措置が実施され完結した状態のことをいう。
- (4) 合規性 法令及び例規等に適合していることをいう。
- (5) 妥当性 指摘事項等の真意に合致していることをいう。

(改善措置要求及び改善措置票の提出)

第3条 行政経営課長は、外部監査人から提出された監査報告書を全職員に周知するとともに、指摘事項等については、その業務を所管する所属長に対し、改善措置を求めるものとする。

2 改善措置を求められた所属長は、必要な改善措置を実施し、その内容を外部監査改善措置票（第1号様式）（以下、「改善措置票」という。）に記録しなければならない。

3 改善措置を求められた所属長は、改善措置を求められた日から60日以内に、行政経営課長に改善措置票を提出しなければならない。

4 前項において改善措置が途中であっても、改善措置票の次の項目については記録しておかなければならない。

- (1) 改善の必要性
- (2) 改善計画又は改善が不要な理由
- (3) 実施期限

(過年度の改善措置票の提出要求及び提出)

第4条 行政経営課長は、措置済でない過年度の指摘事項等について、その業

務を所管する所属長に対し、改善措置票の提出を求めるものとする。

- 2 前項により改善措置票の提出を求められた所属長は、前年度に続く改善措置を記録し、提出を求められた日から 60 日以内に、行政経営課長に改善措置票を提出しなければならない。
- 3 前項において改善措置が途中であっても、前条第 4 項各号に加え、改善措置票の「実施日及び実施内容」欄に、現時点までの改善措置を記録しておかなければならない。

(付議)

第 5 条 行政経営課長は、前 2 条による改善措置票の提出があつたときは、那覇市外部監査運用委員会（以下、「委員会」という。）へ、改善措置票の合规性及び妥当性の審議について付議するものとする。

(改善措置の見直し要求及び改善措置票の再提出)

第 6 条 行政経営課長は、前条で付議した審議の結果に基づき、改善措置に見直しが必要なときは、その業務を所管する所属長へ理由を添えて見直しを求めるものとする。

- 2 前項により見直しを求められた所属長は、改善措置を再検証し、その見直した内容を改善措置票に記録し、見直しを求められた日から 30 日以内に、行政経営課長へ改善措置票を再提出しなければならない。

(庁議報告及び監査委員への通知)

第 7 条 行政経営課長は、第 5 条で付議した審議の結果により合规性及び妥当性が確認されたとき、並びに前条による見直しが図られたときは、庁議への報告後、監査委員へ改善措置票を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

外部監査改善措置票

所管部署名						
指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分

那覇市外部監査の結果報告に対する事務処理フロー

	行政経営課	業務を所管する課	説明
改善措置	現年度分	<pre>graph TD 1[外部監査人から監査結果の報告書を受理] --> 2[全職員に周知] 2 --> 3[指摘事項等の改善措置要求] 3 --> 4[改善処置票を受理] 4 --> 5{改善の必要性を判断} 5 -- 改善必要 --> 6[改善計画策定 ・ 改善期限の設定 ・ 改善計画を実施] 6 --> 7[改善措置票に記録] 5 -- 改善不要 --> 7 4 --> 7 7 --> 8[改善措置票に記録]</pre>	①指摘事項等に対する改善措置を求める。 ②改善必要と判断したら、改善計画策定等の措置活動を実施し、改善措置票に記録する。 ③改善不要と判断したら、その理由を改善措置票に記録する。 ④60日以内（①から）に、改善措置票を提出する。
	過年度分	<pre>graph TD 5[措置済みでない指摘事項等の改善措置票の提出要求] --> 6[改善措置継続実施] 6 --> 7[改善措置票に記録] 5 --> 7 7 --> 8[改善措置票に記録]</pre>	⑤措置済でない過年度分の指摘事項等の改善措置票の提出を求める。 ⑥前年度に続く改善措置を記録する。 ⑦60日以内（⑤から）に、改善措置票を提出する。
審議	<pre>graph TD 8[外部監査運用委員会へ付議] --> 9{改善措置の見直し検討} 9 --> 10[改善措置票に記録]</pre>	⑧④⑦の改善措置票の内容について、外部監査運用委員会へ付議する。 ⑨見直しを求められた所属長は、見直しを検討し、その内容を改善措置票に記録する。 ⑩30日以内（⑨から）に、再提出。	
報告通知	<pre>graph TD 11[庁議への報告] --> 12[監査委員への通知]</pre>	⑪審議及び再提出により、改善措置票の内容が適切と判断したときは、庁議へ報告後、監査委員へ改善措置票を通知する。	